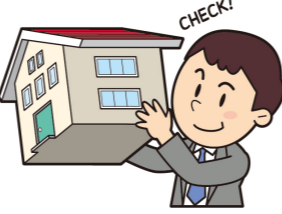


空き家の適正な管理をしていますか？

適正な管理がされていない空き家など（その敷地を含む）は、屋根や外壁などの老朽化によって建材が落下・倒壊・飛散するといった事故を招きます。また、施設が不完全な場合には不法侵入・不法投棄・放火のおそれがあるなど、近隣に多大な迷惑をかける場合があります。所有する空き家などが原因で近隣住民や通行人にけがをさせた場合は、管理責任を問われるばかりか、法的な手続きにより損害賠償を請求される可能性もありますので適正な管理が必要です。

○定期的な除草や樹木の剪定を行ってください。
 ✦夏は雑草や樹木の枝が急激に生長し、害虫の発生につながります。
 ✦秋には枯れた雑草や樹木の枝が火災の原因になります。

○建築物の破損箇所の修理をしてください。
 ✦屋根や軒裏、外壁などの破損箇所の建材は強風で飛散することがあります。
 ✦窓ガラスやドアの破損・未施錠は不審者が侵入する原因になります。



空き家・空き地の紹介と募集をしています


砂川市住み替え支援協議会（以下協議会）では、空き家・空き地の物件紹介や募集を行っています。詳細は協議会事務局（住生活支援係（2階21番窓口））へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※ホームページに掲載している物件情報については紹介を目的としており、斡旋や仲介などはありません。賃貸や売買に関する交渉、契約は利用者間の責任において行ってください。また、これらに関するトラブルについては、市では責任を負いかねますのでご注意ください。

住宅（自宅）を登録して成約した方

▶登録物件促進補助金 ※空き地は対象外です。
 自らが居住していた住宅を協議会が行っている空き家情報の登録物件としてホームページなどで公開し、その後、売買または賃貸が成約した所有者（相続人を含む）に補助
 ☆売買の成立：10万円 ☆賃貸の成立：5万円

砂川市 空き家 空き地



空き家・空き地情報
（市ホームページ）

住まいの補助金制度を利用しましょう！

●詳しい条件などはお問い合わせください●

要事前申請 自宅に太陽光発電システムを設置する方

▶住宅用太陽光発電システム導入費補助金
 自らが居住する（予定含む）住宅または同一敷地内に未使用の JIS 規格または JET 認証を取得している（太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む）太陽光発電システムを設置する方に補助
 ☆地元企業を利用：20%（上限額 50 万円） ☆市外企業を利用：10%（上限額 25 万円）

要事前申請 住宅の改修・リフォームをする方

▶高齢者等安心住まいる（住宅改修）補助金
 介護認定を受けていない 65 歳以上（同居人を含む）で、手すりの取り付け、段差の解消、バリアフリーユニットバスの導入など、3 万円以上の改修工事を行う方に補助
 ☆地元企業を利用：4/5（上限額 22 万円） ☆市外企業を利用：2/3（上限額 18 万円）

▶永く住まいる（住宅改修）補助金
 ◆一般リフォーム工事
 自らが居住する住宅の 50 万円以上の間取り変更、増築、外壁や屋根などの改修工事、ユニットバス設置工事を行う方に補助
 ☆地元企業を利用：20%（上限額 40 万円） ※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 60 万円
 ☆市外企業を利用：10%（上限額 20 万円） ※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 30 万円

◆耐震改修工事
 自らが居住する住宅の 50 万円以上の耐震改修工事を行う方に補助
 ☆地元企業を利用：20%（上限額 50 万円） ※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 70 万円
 ☆市外企業を利用：10%（上限額 30 万円） ※中古住宅（登記後 1 年以内）の場合は上限額 40 万円

◆擁壁改修工事（ブロック塀を除く）
 自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m 以上の擁壁の改修工事を行う方に補助
 ☆工事費用の 30%（上限額 200 万円）

住宅の新築・中古住宅を購入した方 ※下記補助金は加算して支給されます。

▶まちなか住まいる補助金 ※区域、市内・外企業、建築年によって補助率・上限額が変わります。
 ☆新築住宅：最高 120 万円補助 ☆中古住宅：最高 70 万円補助

▶子育て支援補助金 ▶移住促進補助金
 ☆子ども 1 人につき：10 万円補助 ☆市外から市内への移住：20 万円補助
 ☆子どものいない 40 歳以下の夫婦世帯：10 万円補助

▶同居近居促進補助金
 ☆親と同居：30 万円（新築）、20 万円（中古）補助
 ☆親と近居（同一の小学校区もしくは市内で直線 2km 以内）：10 万円（新築）、5 万円（中古）補助

▶医療・介護従事者移住定住促進補助金
 ☆市内の医療・介護施設などに 1 年以上勤務する医療・介護従事者の方：10 万円補助

住まいの補助金制度

要事前申請 住宅を解体する方

▶老朽住宅除却費補助金
 自らが居住していた住宅の所有者（相続人を含む）で、50 万円以上の解体工事（車庫・物置などの付属物の解体および家財の処分費を含む）を行う方に補助（賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象外）
 ※自らが居住していた住宅を賃貸（貸家）していた場合の補助率および上限額は右記表の 1/2 です。

建築年代	構造	地元企業を利用		市外企業を利用	
		補助率	上限額	補助率	上限額
昭和 39 年以前に完成されたもの	木造	50%	40 万円	25%	20 万円
	非木造		50 万円		25 万円
昭和 49 年以前に完成されたもの	木造	40%	40 万円	20%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認	木造	30%	40 万円	15%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認	木造	20%	30 万円	10%	15 万円
	非木造		40 万円		20 万円